



4 医療福祉費支給制度（マル福）の利用方法

マル福を利用して医療機関を受診する際に、茨城県内と県外の医療機関では、利用方法が異なります。

■ 茨城県内の医療機関で診察を受けるとき

医療機関の窓口で、健康保険証と一緒にマル福の受給者証を提示してください。

医療機関窓口でのお支払いは、マル福の自己負担額（9ページ参照）の範囲となります。



■ 茨城県外の医療機関で診察を受けるとき



県外の医療機関の窓口ではマル福の受給者証が使えないため、一時的に立替払いとなります。

立替払い後に、下記の「申請に必要なもの」を持参して、国保年金課または、大野出張所で「医療福祉費支給申請」をしてください。

なお、立替払いした医療費がマル福の自己負担額（9ページ参照）以下のときは、助成の対象となりません。

領収書の金額を確認してから、1ヶ月ごとにまとめて申請をお願いします。

《申請に必要なもの》

- マル福の受給者証
- 印かん（朱肉を使うもの）
- 医療機関からの領収書（原本）
- 通帳等（振込先がわかるもの）
- 支給決定通知（高額医療費・付加給付金等の支給がある場合）

■ マル福受給者証の提示をせずに受診したとき

受給者証を提示せずに医療機関を受診したときは、上記の「県外の医療機関で受診したとき」と同様に、国保年金課または大野出張所で、医療福祉費支給申請をしてください。

なお、医療費がマル福の自己負担額（9ページ参照）以下のときは、助成の対象となりません。領収書の金額を確認してから、1ヶ月ごとにまとめて申請をお願いします。



《申請に必要なもの》

- マル福の受給者証
- 印かん（朱肉を使うもの）
- 医療機関からの領収書（原本）
- 通帳等（振込先がわかるもの）
- 支給決定通知（高額医療費・付加給付金等の支給がある場合）

問合せ先

国保年金課（医療福祉係）

TEL：0299 - 82 - 2911（代表）

